

# 太陽電池発電設備の保安規制を緩和

## 経済産業省 原子力安全・保安院

平成22年6月に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」において、「CO<sub>2</sub> 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。」とされた。

これを踏まえ、原子力安全・保安院の電力安全小委員会において安全性確保の観点からの技術的検討が進められた結果、今般、太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲等について見直しを行うべく、電気事業法施行規則の一部が平成23年6月30日付けで改正、施行された。

### 1 具体的改正事項

#### (1) 太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大

太陽電池発電設備は、これまでは出力が20kW未滿のものまでが一般用電気工作物として取り扱われてきた。今回の改正により、一般用電気工作物とされる太陽電池発電設備の範囲が、出力50kW未滿のものまでに拡大された。

#### (2) 総量規制に係る出力合計の区切り値の引き上げ

小出力発電設備について、同一構内において電氣的に接続され、複数台設置される場合にあっては、それらの出力の合計がこれまでは20kW未滿となる場合、一般用電気工作物として取り扱われてきた。今回の改正により、一般用電気工作物とされる出力合計の区切り値が出力50kW未滿までに引き上げられた。

### 2 今後の太陽電池発電設備の普及等

今回の電気事業法施行規則の改正により、太陽電池発電設備は、出力50kW未滿のものまでが、設置者に義務づけられる保安規制（技術基準の維持義務、保安規程の作成・届出・遵守、主任技術者の選任・届出）が免除されることになった。

これにより設置者への設備導入の負担が軽減され、太陽電池発電設備の普及・促進への追風になるものと期待される。

### 3 現状の各種発電設備の一般用電気工作物の適用範囲

	発電設備の種類	適用範囲
1	太陽電池発電設備	出力50kW未滿のもの（注1）
2	風力発電設備	出力20kW未滿のもの
3	水力発電設備（ダムを伴うものを除く。）	出力20kW未滿のもの（注2）
4	内燃力発電設備	出力10kW未滿のもの
5	燃料電池発電設備	出力10kW未滿のもの

注1：今回の法令改正により、20kWから50kWに範囲が拡大される。

2：今年3月の法令改正により、10kWから20kWに範囲が拡大される。